



花岡住民自治協議会だより

令和6年3月号 No.19

事務局：花岡地区市民センター内

TEL 23-3002 / FAX 21-2274

回					
覧					

花岡住自協 3月4月の主な行事

- 第2回スマートフォン教室 3月13日(水) 13:30～ 花岡公民館 (花岡地区市民センター)
- 児童登校支援・あいさつ運動 3月19日(火) (交通安全部会・青少年健全育成部会・自治会部会)
- 地域探訪ウォーキング 3月31日(日) コース 松坂城・鈴の森公園・阪内川ちびっこ広場
- 児童登校支援・あいさつ運動 4月9日(火) (交通安全部会・青少年健全育成部会・自治会部会)
- 第16回花岡住自協ゴルフコンペは5月に実施する予定です。

コミュニティセンター化について

令和6年2月6日現在の
松阪市コミュニティセンターについての説明書から

⑤ コミュニティセンター化について

- コミュニティセンターへの全体的な移行は、令和8年度を予定されている。
- 対象施設は地区市民センター、地区公民館等とされている。
- 地区市民センター条例は廃止される。
- 公民館条例から松阪・嬉野・三雲・飯南・飯高公民館を除く、地区公民館が削除される。



⑥ コミュニティセンターの運営形態について

1. 指定管理者制度によるコミュニティセンター

地区市民センターや地区公民館などの公共施設を、コミュニティセンターとし、住民自治協議会が指定管理者となって、管理運営を行う。指定管理への移行期限は設けられていない。

2. 市が運営するコミュニティセンター(直営)

地区市民センターについては行政事務の見直しと社会教育法に基づく公民館(松阪・嬉野・三雲・飯南・飯高公民館は除く)の廃止を行い、コミュニティセンターとして、市が管理運営を行う。

⑦ 市直営の場合

職員の配置 直営時の職員配置は、現状の配置も考慮し、検討中とされている。

職員の業務 コミュニティセンターの日常的な管理運営業務

- ・センターの使用許可申請書の受理及び使用許可書の交付、使用料の徴収業務
 - ・施設設備の維持管理等
- (各種設備の保守点検・設備及び備品等の軽微な修繕・清掃等)



【レクリエーションふれあいフェスティバルの開催】

2月4日スポーツ健康部会と花岡公民館が共催で、小学生を対象とした「レクリエーションふれあいフェスティバル」を中部中学校体育館で開催しました。フェスティバルには、小学生56名とその家族を合わせて、114名の参加をいただきました。

開会式では、竹上市長のあいさつの後、自らのシャフルボードの始球式により、競技がスタートしました。参加者にはバッキー等、5種目の軽スポーツを楽しんでいただきました。小学生は競技終了後、お楽しみ抽選会に参加し豪華賞品をゲットしました。子どもたちは、これが一番の楽しみのものでありました。

最後になりましたが、体育委員の皆さま、開催準備、競技運営、片付けまで中心となって、ご協力いただき、ありがとうございました。参加いただいた方には、有意義なひとときを過ごしていただいたものと思います。



花岡住民自治協議会としてホームページを立ち上げましたので、ぜひご覧下さい。

ドメイン名: hanaokajyujikyo.jimdofree.com

インスタグラムは右記 QR コードでアクセス下さい。

Facebook も立ち上げていますので、花岡住民自治協議会で検索下さい。



HANAOKAJYUMINJITIKYOGIKAI